



2025 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 曙ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 長岡 宏
(コード番号：7238 東証プライム)
問合せ先 執行役員 人事・情報部門長 前上 亮子
(TEL：03-5299-7629)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役（業務執行取締役。以下同じ）、取締役を兼務しない執行役員及び部門長級幹部社員に対し、業績条件付き株式報酬型ストックオプションとして中期及び長期の 2 種類の新株予約権を発行することについて、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtockオプションとしての新株予約権を発行する理由

2025 年 8 月 7 日に公表しました中期経営計画（詳細につきましては、同日付「中期経営計画の策定に関するお知らせ」をご参照ください。）の達成に向けたインセンティブ付けを目的として、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員及び部門長級幹部社員の経営努力を中・長期的な報酬に反映するために発行するものであり、また、適正な経営を通じて株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的としております。

2. 新株予約権の発行要項

1. 第 14 回（A）業績条件付き中期新株予約権

1. 新株予約権の数

24,309 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 2,430,900 株とし、下記 3.（1）により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後の付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。但し、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

3. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨

てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権割当後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割若しくは新設分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を合理的な範囲で調整することができるものとする。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式１株あたりの払込金額を１円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年10月11日から2031年10月10日とする。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（６）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社が2025年8月7日開催の取締役会で承認した中期経営計画（以下、「本中期経営計画」という。）に定める、2026年3月期から2028年3月期までの3事業年度（以下、「対象期間」という。）における当社の業績目標に対する達成率に応じて、割り当てられた本新株予約権の数に、(i)対象期間における連結営業利益の合計額を、本中期経営計画において定める対象期間の連結営業利益の目標値で除して算出される割合（以下、「連結営業利益達成率」という。）及び(ii)対象期間におけるフリー・キャッシュ・フロー（以下、「FCF」という。）の合計額を、本中期経営計画において定める対象期間のFCFの目標値で除して算出される割合（以下、「FCF達成率」という。）に、それぞれ50%を乗じた数値を合算した割合（以下、「行使可能割合」という。）を乗じた数（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。）を上限として、本新株予約権を行使することができる。但し、連結営業利益達成率及びFCF達成率がいずれも70%以上であることを要するものとし、連結営業利益達成率及びFCF達成率の上限はそれぞれ100%とする。

FCFは、EBITDAからCAPEXを差し引き、Changes in Working Capitalを加算した額とする。EBITDA、CAPEX及びChanges in Working Capitalは、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書等を参照するものとする。(i)EBITDAは連結損益計算書上の営業利益に連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいい、(ii)CAPEXは連結キャッシュ・フロー計算書上の有形及び無形固定資産の取得による支出の額をいい、(iii)Changes in Working Capitalは連結キャッシュ・フロー計算書上の売上債権の増減額（△は増加）、棚卸資産の増減額（△は増加）及び仕入債務の増減額（△は減少）を合計した金額をいうものとする。EBITDA、CAPEX及びChanges in Working Capitalの判定に際して、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書又は連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は

合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとし、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、当社が本中期経営計画を変更又は更新する場合で、当社取締役会が必要と判断するときには、当社は合理的な範囲内で本新株予約権の行使の条件を変更できるものとする。

- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、当社が本中期経営計画を廃止又は撤回した場合には、割り当てられた本新株予約権の数に割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合（但し、100%を上限とする。）を乗じた数を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。但し、割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合が70%以上であることを要するものとする。
- ③ 新株予約権者は、2031年10月10日の経過前に当社の取締役、執行役員又は部門長級幹部社員のいずれの地位（以下、「権利行使資格」という。）を喪失した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。但し、権利行使資格の喪失について、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、割り当てられた新株予約権に、権利行使資格を喪失した日における上記①に基づく行使可能割合又は割当日から権利行使資格を喪失した日までの日数を対象期間の日数で除した割合のいずれか小さい割合を乗じた数を上限として、本新株予約権を行使できるものとする。なお、割当日時点において取締役である者については、取締役及び役付執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当該地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できる。
- ④ 各本新株予約権の一部行使（1個未満の単位の行使）はできないものとする。
- ⑤ 2031年10月10日の経過前に新株予約権者が死亡した場合、その法定相続人に限り本新株予約権の行使ができる。但し、当該法定相続人は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から4ヶ月を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日までの間に限り、本新株予約権の行使ができる。

4. 新株予約権の割当日

2025年10月10日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権者から、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権者又はその法定相続人が、上記3.（6）の規定により、新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合、当社は、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以上を総称して以下、「組織再編契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて組織再編契約等において決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて組織再編契約等において決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて組織再編契約等において決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて組織再編契約等において決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて組織再編契約等において決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

取締役	2名	1,233 個
執行役員	5名	4,950 個
部門長級幹部社員	18名	18,126 個

各対象者への割当数は、各対象者による新株予約権の申込みの数が、当社取締役会が定める各対象者への割当数に満たない場合には、当該申込みの数に減少することとする。

II. 第14回(B)業績条件付き長期新株予約権

1. 新株予約権の数

12,780 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,278,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後の付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。但し、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない本新株予約権の目的で

ある株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権割当後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割若しくは新設分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を合理的な範囲で調整することができるものとする。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年10月11日から2055年10月10日とする。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（６）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社が2025年8月7日開催の取締役会で承認した中期経営計画（以下、「本中期経営計画」という。）に定める、2026年3月期から2028年3月期までの3事業年度（以下、「対象期間」という。）における当社の業績目標に対する達成率に応じて、割り当てられた本新株予約権の数に、(i)対象期間における連結営業利益の合計額を、本中期経営計画において定める対象期間の連結営業利益の目標値で除して算出される割合（以下、「連結営業利益達成率」という。）及び(ii)対象期間におけるフリー・キャッシュ・フロー（以下、「FCF」という。）の合計額を、本中期経営計画において定める対象期間のFCFの目標値で除して算出される割合（以下、「FCF達成率」という。）に、それぞれ50%を乗じた数値を合算した割合（以下、「行使可能割合」という。）を乗じた数（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。）を上限として、本新株予約権を行使することができる。但し、連結営業利益達成率及びFCF達成率がいずれも70%以上であることを要するものとし、連結営業利益達成率及びFCF達成率の上限はそれぞれ100%とする。

FCFは、EBITDAからCAPEXを差し引き、Changes in Working Capitalを加算した額とする。EBITDA、CAPEX及びChanges in Working Capitalは、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書等を参照するものとする。(i)EBITDAは連結損益計算書上の営業利益に連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいい、(ii)CAPEXは連結キャッシュ・フロー計算書上の有形及び無形固定資産の取得による支出の額をいい、(iii)Changes in Working Capitalは連結キャッシュ・フロー計算書上の売上債権の増減額（△は増加）、棚卸資産の増減額（△は増加）及び仕入債務の増減額（△は減少）を合計した金額をいうものとする。EBITDA、CAPEX及びChanges in Working Capitalの判定に際して、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書又は連結キャッシュ・フロー計算書に記

載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとし、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、当社が本中期経営計画を変更又は更新する場合で、当社取締役会が必要と判断するときには、当社は合理的な範囲内で本新株予約権の行使の条件を変更できるものとする。

- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、当社が本中期経営計画を廃止又は撤回した場合には、割り当てられた本新株予約権の数に割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合（但し、100%を上限とする。）を乗じた数を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。但し、割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合が70%以上であることを要するものとする。
- ③ 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位（以下、「権利行使資格」という。）を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、権利行使資格を喪失した日における上記①に基づく行使可能割合又は割当日から権利行使資格を喪失した日までの日数を対象期間の日数で除した割合のいずれか小さい割合を乗じた数を上限として、本新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 各本新株予約権の一部行使（1個未満の単位の行使）はできないものとする。
- ⑤ 2055年10月10日の経過前に新株予約権者が死亡した場合、その法定相続人に限り本新株予約権の行使ができる。但し、当該法定相続人は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から4ヶ月を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日までの間に限り、本新株予約権の行使ができる。

4. 新株予約権の割当日

2025年10月10日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権者から、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権者又はその法定相続人が、上記3.（6）の規定により、新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合、当社は、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以上を総称して以下、「組織再編契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて組織再編契約等において決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘

案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて組織再編契約等において決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて組織再編契約等において決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて組織再編契約等において決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて組織再編契約等において決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

取締役	2名	2,880 個
-----	----	---------

執行役員	5名	9,900 個
------	----	---------

各対象者への割当数は、各対象者による新株予約権の申込みの数が、当社取締役会が定める各対象者への割当数に満たない場合には、当該申込みの数に減少することとする。

以 上